附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の人口動態調査令施行細則様式第一号から第五号までの様式は、この省令による改正後の人口動態調査令施行細則様式第一号から第五号までの様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

○農林水産省令第五十九号

主要農作物種子法を廃止する法律（平成二十九年法律第二十号）の施行に伴い、及び農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第二条第三項の規定に基づき、主要農作物種子法を廃止する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十九年十月二日　農林水産大臣　齋藤　健

主要農作物種子法を廃止する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令

（主要農作物種子法施行規則の廃止）

第一条　主要農作物種子法施行規則（昭和二十七年農林省令第三十九号）は、廃止する。

（農産物検査法施行規則の一部改正）

第二条　農産物検査法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（品位等検査の検査方法） **第六条**　（略） 2　品位等検査に係る品位についての検査は、農林水産大臣が定める標準計測方法及び鑑定方法により行う。ただし、種苗法（平成十年法律第八十三号）第六十一条第一項の規定に基づき農林水産大臣が定める基準に従い生産及び調整された種子もみ、種子小麦、種子大麦、種子裸麦又は種子大豆に係る検査のうち、当該基準に定められた事項に係る検査は、当該基準に適合することを証する書類により行う。	（品位等検査の検査方法） **第六条**　（略） 2　品位等検査に係る品位についての検査は、農林水産大臣が定める標準計測方法及び鑑定方法により行う。ただし、種子もみ、種子小麦、種子大麦、種子はだか麦又は種子大豆に係る検査のうち、主要農作物種子法（昭和二十七年法律第百三十一号）第四条第二項（同法第七条第三項において準用する場合を含む。）の生産物審査において同法第四条第五項（同法第七条第三項において準用する場合を含む。）の都道府県が定める基準に適合すると認められた事項に係る検査は、同法第五条（同法第七条第三項において準用する場合を含む。）の生産物審査証明書により行う。

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

告　示

○金融庁告示第三十八号

銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令（平成十四年政令第三百九十四号）、金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百四十号）、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）及び担保付社債信託法施行令（平成十四年政令第五十一号）の規定に基づき、銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件（平成十四年金融庁告示第八十三号）、金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件（平成十六年金融庁告示第四十四号）、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第十八条第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する信託会社を定める件（平成十九年金融庁告示第六十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十九年十月二日

金融庁長官　森　信親

（銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部改正）

第一条　銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		
（財務局長等への権限の委任の例外） **第一条**　銀行法施行令（以下「令」という。）第十七条の二第四項の規定に基づき、同条第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限は、次の表の銀行の欄の各項に掲げる銀行に係る同表の権限の欄の各項に定める金融庁長官の権限とする。		
項	銀　行	権　限
一	［略］ ［あおぞら信託銀行株式会社 ［略］	［略］

改正前		
（財務局長等への権限の委任の例外） **第一条**　銀行法施行令（以下「令」という。）第十七条の二第四項の規定に基づき、同条第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限は、次の表の銀行の欄の各項に掲げる銀行に係る同表の権限の欄の各項に定める金融庁長官の権限とする。		
項	銀　行	権　限
一	［同上］ ［あおぞら信託銀行株式会社 ［株式会社しんきん信託銀行 ［同上］	［同上］